

後期高齢者制度が変更となります

後期高齢者医療保険料について、年金収入等80万円以下の人は、今年度、保険料均等割が9割軽減から8割軽減に変わります。これにより納付額は、年額4,550円から年額9,100円になります。

なお、同等の収入で要件を満たす場合には、介護保険料の軽減や年金生活者支援給付金の支給の対象となります。

詳細については、次のとおり、お問い合わせください。
【後期高齢者医療制度】住民課 ☎820・5604、**【介護保険】**高齢者支援課 ☎820・5605、**【年金生活者支援給付金】**ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165

介護保険第1号被保険者(65歳以上)の保険料が軽減されます

令和元年10月1日からの消費税引き上げによる経済的影響を平準化することを

国民健康保険税の納税通知書を送付します

令和元年度国民健康保険税の納税通知書を7月中旬、世帯主（納税義務者）あてに送付します。

令和元年度改正点【税率の変更】

国民健康保険制度の県単位化に伴い、保険税率については、毎年見直しが行われ改定されます。安定的な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割	6.70%	1.99%	1.85%
均等割	30,100円	9,000円	10,000円
平等割	22,200円	6,600円	6,800円

※下線部：令和元年度改定箇所
 ※介護分は40歳以上65歳未満の人が対象となります。

目的として、低所得者の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が実施されます。

表のとおり、従来から軽減措置が行われてきた第1段階の第1号被保険者の減額賦課に係る減額幅を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2段階、第3段階の第1号被保険者にまで広がります。

階層区分	課税状況 本人 世帯	本人所得状況		年額の保険料に対する減額の割合	
		H30.4~	H31.4~	H30.4~	H31.4~
第1段階	非課税	老齢福祉年金の受給者 または生活保護の受給者	80万円以下	0.45 (30,759円)	0.375 (25,633円)
			課税年金収入額と合計所得金額の合計	80万円超~ 120万円以下	0.75 (51,266円)
第2段階	非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計	120万円超	0.75 (51,266円)	0.725 (49,557円)
第3段階			120万円超	0.75 (51,266円)	0.725 (49,557円)

高齢者支援課 ☎820・5605

【軽減措置の対象拡大】

所得が少ない世帯には、世帯の所得や人数に応じて均等割額および平等割額の軽減措置がありますが、軽減判定基準の変更により、軽減対象者が拡大されます。該当する世帯は納税通知書に記載されます。

なお、所得の申告（確定申告や町県民税等の申告）をしていないなど、所得が不明の場合は、所得が一定基準より少ない世帯であっても軽減措置が受けられません。

【賦課限度額の変更】

医療保険分は58万円から61万円に上限額が変更になります。

●非自発的失業者等の軽減・減免についての相談

倒産・解雇・雇止めなど自己都合ではない理由による65歳未満の失業者（雇用保険の特定受給資格者および特定理由資格者）等の軽減や減免等については税務課までご相談ください。
 税務課 ☎820・5603

国民健康保険・後期高齢者医療保険「被保険者証」(更新)について

現在お使いの被保険者証の有効期限は、7月31日です。

新しい被保険者証は、7月下旬に郵送します。

8月1日以降に病院に行くときには、必ず新しい保険証をご提示ください。

8月1日を過ぎて、被保険者証がお手元に届かないときにはご連絡ください。
 住民課 ☎820・5604

国民健康保険・後期高齢者医療保険「限度額適用認定証等」(更新)について

医療機関窓口（入院・外来）での支払いは、「限度額適用認定証等」を提示すれば、決められた自己負担額までとなります。
 現在発行している「限度額適用認定証等」の有効期限は7月31日です。国民健康保険については、8月1日以降も必要な場合、申請

が必要です。

▽国民健康保険：要申請
 ①本人確認書類、印鑑（認印可）

▽後期高齢者医療：すでに認定証を持っている人は自動更新 ※新規は、要申請
 ①本人確認書類、印鑑（認印可）
 ②住民課 ☎820・5604

療養手帳の更新手続きについて

西部こども家庭センターによる療養手帳の更新手続きを行います。

① 8月28日(水)午前10時、11時、午後1時、2時
 ② 熊野町役場
 ③ 療養手帳に次回判定日が記載されている人
 ④ 8月14日(水)まで
 ※電話にて予約受け付け
 ⑤ 4人（定員になり次第締め切ります。）
 ⑥ 療養手帳、写真（縦4cm×横3cm）1枚、印鑑
 ⑦ 民生課 ☎820・5635

重度心身障害者医療費受給者証が新しくなります

現在お使いの受給者証の有効期限は、7月31日です。

8月1日以降も引き続き資格がある人には、新しい受給者証を7月下旬ごろ郵送します。（※更新手続きは不要です。）
 なお、資格要件により停止となる人については別途通知します。

手帳の種類	対象者
身体障害者手帳	1・2・3級所持者
療養手帳	①・A・②所持者

▷利用者負担
 1 医療機関につき、1日200円（通院月4日、入院月14日まで）

民生課 ☎820・5635

※所得が一定以上あるときは該当しない場合があります。

国民年金で免除された保険料の追納について

国民年金保険料の全額免除や一部免除を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金受取額が少なくなります。

【受け取れる年金額の計算方法】

$$779,300円 \times \frac{\text{免除なしの月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{4分の3免除月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額免除月数} \times \frac{6}{8} + \text{4分の1免除月数} \times \frac{7}{8}}{40年（加入可能年数） \times 12か月}$$

*全額免除の承認期間が2年間ある場合、年金額は年額19,500円程度少なくなります。
 *平成21年3月以前の免除期間は、割合が異なります。

減額された年金受取額を補うために、国民年金保険料の『追納制度』があります。

▷追納制度とは：免除された期間の保険料について、10年以内であれば、さかのぼって納めることができる制度です。追納した期間の保険料は「全額納付」として算定されますので、年金受取額を満額に近づけることができます。

追納を行う場合は、お申込みが必要です。詳しくは、広島南年金事務所にご相談ください。
 ※免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、その経過期間によって、当時の保険料額に一定額が加算されます。
 ※老齢基礎年金を受け取っている人は追納できません。

☎広島南年金事務所 ☎253-7710 住民課保険年金グループ ☎820-5604